

放送大学学園内部監査規程

平成26年4月22日
放送大学学園規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園（以下「学園」という。）において監査室が行う内部監査の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部監査の対象)

第2条 内部監査は、学園の業務及び会計全般について行う。ただし、次に掲げる業務については、監査の対象としない。

- 一 理事会その他の学園又は大学の意思決定に関すること。
- 二 教員が行う個々の教育研究内容に関すること。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 業務監査
- 二 会計監査

(内部監査の区分)

第4条 内部監査の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 通常監査 毎年度1回実施する。
- 二 臨時監査 理事長が特に必要と認めた場合、臨時に行う。

(監査の方法)

第5条 内部監査は、書面監査及び実地監査又はそのいずれかの方法により行う。

(監査担当者の権限等)

第6条 監査室長は、必要に応じ内部監査に関連する会議に出席し、又は関係の部課室及び学習センター（以下「課室等」という。）に対し、関係資料の提出、事実の説明及び報告その他内部監査の遂行上必要な行為を求めることができる。

2 内部監査は、監査室の室員（以下「監査担当者」という。）が行う。ただし、監査室長が必要と認めるときは、監査担当者以外の職員を事務局長の承認を得て監査担当者とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、事務局長は、第4条第2号に規定する監査を行う場合、事務局の職員のうちから当該監査に必要と認める者を監査担当者に指名することができる。

(遵守事項)

第7条 監査担当者は、内部監査の実施にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 内部監査は、すべて事実に基づいて行い、判断及び意見の表明に当たっては、常に公正不偏な態度を保持すること。
- 二 内部監査の遂行上知り得た事実を、正当な理由なく他に漏らしてはならないこと。
- 三 内部監査を受ける課室等（以下「監査対象課室」という。）に対し、業務の処理方法等について、直接に指揮命令をしてはならないこと。

(監査対象課室の協力義務)

第8条 監査対象課室は、内部監査が的確かつ効率的に遂行されるよう、監査室に協力しなければならない。

(監事及び会計監査人との連携)

第9条 監査室は、監事及び会計監査人と連携し、内部監査の的確かつ効率的な実施に努めなければならない。

(内部監査実施計画)

第10条 監査室長は、毎年度内部監査実施計画を作成し、あらかじめ常勤理事会に報告するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りでない。

2 内部監査実施計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 監査の対象
- 二 監査の種類
- 三 監査の時期
- 四 監査の内容及び方法
- 五 その他必要な事項

(実施の通知等)

第11条 監査室長は、内部監査を実施するときは、あらかじめ監査対象課室の長に対し、内部監査の実施に関する事項を通知しなければならない。ただし、臨時監査を実施する場合は、この限りでない。

2 内部監査は、内部監査実施計画に基づき行う。ただし、臨時監査を実施する場合は、この限りでない。

(内部監査報告)

第12条 監査担当者は、内部監査終了後、速やかにその結果を監査室長に報告するものとする。

2 監査室長は、内部監査報告書を作成し、常勤理事会に報告しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合には、あらかじめ当該事項について口頭により報告することができる。

3 内部監査報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 監査の対象及び種類
- 二 監査の実施期間
- 三 監査の実施結果
- 四 監査の結果についての意見及び改善事項等
- 五 その他必要な事項

4 監査室長は、第2項の規定による報告を行った後、内部監査報告書を監事及び監査対象課室の長に回付するものとする。

(改善措置等)

第13条 監査室長は、内部監査報告書において、改善を要する事項があると認められる場合には、監査対象課室の長に当該措置等を講じるよう通知するものとする。

第14条 前条の通知を受けた監査対象課室の長は、内部監査報告書に記載された改善すべき事項が、特に重要なものであると認められる場合は、速やかに改善措置等を講じ、その結果を書面により常勤理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、監査室長を経由して監事に回付するものとする。

(改善措置等の確認)

第15条 監査室長は、前2条に基づく通知又は報告が行われた事項について、改善状況の確認を行うものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、内部監査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。